

# 第8回日本医療研究開発大賞 公募要項

令和7年6月

## 【目次】

1. 日本医療研究開発大賞概要.....	- 2 -
■ 表彰の種類.....	- 2 -
2. 応募資格・審査基準.....	- 3 -
■ 一般枠.....	- 3 -
■ スタートアップ枠.....	- 4 -
3. 応募・選考方法.....	- 5 -
■ 応募期間.....	- 5 -
■ 選考及び審査の方法.....	- 6 -
4. 審査結果の通知方法.....	- 6 -
5. エントリーにあたっての留意事項.....	- 6 -
6. 情報の取り扱いについての確認事項.....	- 7 -
7. 反社会的勢力の排除.....	- 8 -
8. お問い合わせ先 .....	- 8 -

## 1. 日本医療研究開発大賞概要

日本医療研究開発大賞は、大学、公的研究機関、企業等における医療分野の研究開発やその成果の実用化において、画期的・重要な成果を収める、先導的な取組を行うなど、研究開発の推進に多大なる貢献をした事例に関し、その功績をたたえることにより、我が国の医療分野の研究開発の更なる進展に寄与することを目的とした表彰制度です。

「健康・医療戦略（閣議決定）」及び「医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進本部決定）」の下、平成29年度より実施しており、今回で8回目となります。

### ■ 表彰の種類

#### 一般枠<sup>※1</sup>

表彰名	選定数 <sup>※2</sup>	表彰対象
内閣総理大臣賞	1件	極めて顕著な功績が認められる事例
健康・医療戦略担当大臣賞	1件	特に顕著な功績が認められる事例
文部科学大臣賞	1件	科学技術・学術の振興の視点から特に顕著な功績が認められる事例
厚生労働大臣賞	1件	社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進の視点から特に顕著な功績が認められる事例
経済産業大臣賞	1件	経済及び産業の発展の視点から特に顕著な功績が認められる事例

#### スタートアップ枠

表彰名	選定数 <sup>※2</sup>	表彰対象
スタートアップ賞 (健康・医療戦略担当大臣表彰)	1件	スタートアップとして、特に顕著な功績と将来性が期待される事例
ファイナリスト (奨励賞)	数件	現時点ではスタートアップ賞の水準に達しないものの、将来性が期待される優れた事例

※1：上記の賞のほか、日本医療研究開発機構（AMED）理事長賞を数件表彰する予定です。AMED 理事長賞は、これまでにAMEDが支援を行った事例のうち、若手研究者等を奨励する観点から顕著な功績があった事例を、AMEDからの推薦を踏まえて選考します。

※2：選考の結果、基準を満たす案件が無い場合には、該当事例なしとする場合があります。また1件あたりの受賞者数は3名（3団体）までとします。

## 2. 応募資格・審査基準

1.の「表彰の種類」に記載の通り、一般枠とスタートアップ枠の2つの枠を設けておりますので、いずれかひとつの枠を選択して応募いただくようお願いします。応募資格、審査基準はそれぞれの枠で異なりますので、下記の該当する箇所を参照ください。

### ■ 一般枠

#### 【応募資格】

- 医療分野において、研究開発やその実用化（研究開発のための環境整備、研究開発成果の普及の取組を含む）を行っている法人もしくは個人※3※4
- 我が国に何らかの拠点があること（我が国において研究開発や製品・サービスの提供を行っていること）

※3：既に国家栄典（叙勲、褒章）を受けている方は受賞対象とはなりません。また外国の国家栄典またはそれに準ずるものを受けている方も受賞対象とはなりません。ただし、中央省庁またはその他の機関（地方自治体、業界団体等）による表彰制度の受賞者は対象となります。

※4：過去の日本医療研究開発大賞受賞者は、同一の事例では受賞対象とはなりません。

#### 【審査基準】

- 日本医療研究開発大賞（一般枠）では、以下の基準により優れていると評価される事例を表彰します。

##### （1）医療分野の研究開発やその実用化による革新性・先導性

医療分野の研究開発やその実用化※5において、画期的・重要な成果を収めているもの、又は先導的な取組を行っているもの

##### （2）社会への貢献

次のいずれか又は複数の項目に該当する事例であること

- ①科学技術・学術の振興に顕著な寄与をしているもの
- ②社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に顕著な寄与をしているもの
- ③経済及び産業の発展に顕著な寄与をしているもの

※5：人材育成、基盤的な技術の開発、スタートアップ等の事業化支援などの研究開発のための環境整備や研究開発成果の普及の取組を含みます。

## ■ スタートアップ枠

### 【応募資格】

- 医療分野において、研究開発やその実用化（研究開発のための環境整備、研究開発成果の普及の取組を含む）を行っている法人もしくは個人※6
- 我が国に何らかの拠点があること（我が国において研究開発や製品・サービスの提供を行っていること）
- エントリー時点で、創業※7 または医療分野の研究開発に係る新規事業立ち上げ後、概ね15年以内の法人または個人であること

※6：既に国家栄典（叙勲、褒章）を受けている方は受賞対象とはなりません。また外国の国家栄典またはそれに準ずるものを受けている方も受賞対象とはなりません。ただし、中央省庁またはその他の機関（地方自治体、業界団体等）による表彰制度の受賞者は対象となります。

※7：社歴に関わらず、経営の多角化や事業転換により、新事業展開した場合を含みます。

### 【審査基準】

- 日本医療研究開発大賞（スタートアップ枠）では、以下の基準により優れていると評価される事例を表彰します。

#### （1）革新性

事業や業績及びその基礎となる医療分野の研究開発やその実用化※8に革新性（独自性や新規性）があるもの

#### （2）社会への貢献

研究開発やその実用化及び研究開発を基にした事業が、国内外の医療の進展、研究開発成果の普及・社会実装など社会への貢献を果たすもの

#### （3）成長性及び将来性

今後の社会への貢献の拡大や将来性が大きく期待されるもの

※8：人材育成、基盤的な技術の開発、スタートアップ等の事業化支援などの研究開発のための環境整備や研究開発成果の普及の取組を含みます。

### 3. 応募・選考方法

- 以下の公募案内ウェブサイトへアクセスし、記載内容をよくご確認ください。  
公募案内ウェブサイト：<https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/20250616.html>
- 一般枠、スタートアップ枠のいずれかひとつを選択して応募ください。両枠への重複応募はできません。
  - ◆ 自薦、他薦いずれも応募可能です。エントリーフォーム(Microsoft Forms)に必要事項をご記入ください。他薦の場合には、応募者(選考対象)と推薦者で十分に調整をしたうえで応募してください。
- 公募案内ウェブサイト上から、「公募要項」をダウンロードしてください。必要に応じて「エントリーフォーム入力項目一覧(一般枠、スタートアップ枠いずれか一方)」もダウンロードしてください。
- 公募案内ウェブサイト中に掲載されているエントリーフォームURLにアクセスし、以下の操作を行ってください。

エントリーフォーム URL

■一般枠

<https://forms.office.com/r/Ym8HLYaU5W>

■スタートアップ枠

<https://forms.office.com/r/LwdLb3b007>

- ◆ エントリーフォームに必要事項を入力してください。
- ◆ 「エントリーフォーム入力項目一覧」にはエントリーフォームと同様の設問が記載されています。必要事項の全体像の事前確認等にご活用ください。
- ◆ エントリーフォームの「送信」ボタンをクリックしてください。応募受付が正常に完了した場合は「回答が送信されました。」と画面に表示されます。もし本表示がされない場合は、下記「8.お問い合わせ先」のメールアドレスまでお問い合わせください。
- ◆ エントリーフォームへの入力内容は途中保存をすることができません。 予め、入力内容を十分ご検討いただきますようお願いいたします。
- ◆ 入力内容に不備がある場合には、再提出をお願いすることができます。
- ◆ なお、必要に応じ、事業内容やビジネスモデルが分かる資料の追加提出や、応募内容に関する聞き取り調査を行う場合がありますので、ご協力ををお願いいたします。
- ◆ エントリーフォームにアクセスできない等、不具合がありましたら「エントリーフォーム入力項目一覧」にご記入の上「8.お問い合わせ先」のメールアドレスまでお送りください。

■ 応募期間

2025年6月16日（月）～2025年8月7日（木）17:00

## ■ 選考及び審査の方法

- 提出書類を元に、事務局及び関係府省による予備選考を経た後、有識者等で構成される選考委員会による審査を経て、受賞者の選出を行います。

## 4. 審査結果の通知方法

- 審査結果は、受賞者に直接通知します。選外となったものについては特に通知は致しません。なお、審査結果に関する問い合わせには一切お答えしかねますので、ご了承ください。
- 2025年冬頃に審査結果を内閣府ホームページ等で発表するとともに、表彰式を開催する予定です。表彰式については、受賞者の方に直接ご連絡します。

## 5. エントリーにあたっての留意事項

その他の留意事項は以下の通りです。事前のご確認をお願いいたします。

- 提出いただいた資料は返却いたしませんので、予めコピーをとる等控えをご準備ください。
- 提出いただいた資料のほか、審査において必要となる資料（例えば、関連する知財のリスト、共同研究の実績等）について、事務局より追加的にご提出をお願いする場合がありますので、ご協力を願います。
- 応募者は、本プログラムに応募するにあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権並びに営業秘密及びノウハウ等の法的保護を受けられる情報について、予め自らの費用と責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えのない内容のものを事務局に提出してください。事務局及び審査関係者は、これらの法的権利や法的保護措置等については、一切の責任を負担いたしません。
- 本プログラムへの応募に関して、審査関係者に対する働きかけを行った場合には、審査対象外あるいは受賞取り消しとします。
- 本公募要項に違反する事実、アイデアの盗用その他不正があった応募や受賞については、審査対象外あるいは受賞取り消しとする場合があります。
- 表彰式の様子は記録用として撮影させていただき、後日撮影した映像をHP等で公開することができますので、予めご了承のうえ応募してください。
- 主催者は、法令の改正その他の理由により、この公募要項及び本プログラムの内容を変更することがあります。

## 6. 情報の取り扱いについての確認事項

### 1) 個人情報の取り扱い方針

(ア) 応募者情報に含まれる個人情報は、内閣府が定める「2) 個人情報の利用目的」以下の方針に従い、内閣府から業務委託を受ける株式会社三菱総合研究所が適切に取り扱います。

### 2) 個人情報の利用目的

(ア) 応募者情報に含まれる個人情報は、第8回日本医療研究開発大賞の各賞についての書類審査、聞き取り調査、審査結果の公表、表彰式の開催、その他本賞の運営・実施に必要な目的に利用します。また、審査終了後は応募内容の照会等における連絡手段として利用します。

応募書類に記載された個人情報その他の情報は、上記以外の目的には使用いたしません。

### 3) 2)の個人情報の利用目的の範囲内において、第三者に応募者情報（個人情報を含みます）の取り扱いを委託することがあります。

その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報等の保護水準を守るよう定め、個人情報等を適切に取り扱います。

### 4) 個人情報等の第三者提供

(ア) 第8回日本医療研究開発大賞に関してご提出いただく応募者の企業情報、事業内容等（以下「応募者情報」といいます。）は、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）、内閣府の選定する本賞の審査関係者に、以下の通り第三者提供いたします。

- ① 第三者に提供する目的：日本医療研究開発大賞における各賞の審査のため
- ② 提供する個人情報の項目：氏名、企業／ご所属名、メールアドレス、電話番号
- ③ 提供の手段又は方法：電子ファイルによる提供
- ④ 提供先：文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、内閣府の選定する本賞の審査関係者
- ⑤ 個人情報の取扱いに関する契約の有無：契約はございません

### 5) 個人情報に関するお問い合わせ

(ア) お預かりした個人情報の開示、訂正等、利用停止等もしくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、第三者提供の停止、第三者提供記録の開示、その他の問い合わせにつきましては、下記「8. お問い合わせ先」までご連絡ください。

## 7. 反社会的勢力の排除

- 1) 応募者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
  - (エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (オ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2) 応募者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (ア) 暴力的な要求行為
  - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて運営者の信用を毀損し、または運営者の業務を妨害する行為
  - (オ) その他前各号に準ずる行為
- 3) 応募者が、暴力団員等もしくは 1)各号のいずれかに該当し、もしくは 2)各号のいずれかに該当する行為をし、または 1)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、応募を受け付けることができません。また、応募後にこれらが判明した場合には、審査対象外あるいは受賞取り消しとします。また、賞金等の返還請求を行う場合があります。

## 8. お問い合わせ先

- 応募にあたってのご質問等については株式会社三菱総合研究所内「第 8 回日本医療研究開発大賞事務局」までメールにてご連絡ください。お問い合わせ内容の記録のため、原則メールでのお問い合わせにご協力を願いいたします。
- 株式会社三菱総合研究所「第 8 回日本医療研究開発大賞事務局」  
担当：森田・加納  
メールアドレス : jmrda2025-qa@ml.mri.co.jp